

所管部課	市民生活部 市民生活課		部長	関田 孝志	
件名	令和8年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱外8件				
	について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>市民生活部所管の令和8年度単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点：年度及び年を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和8年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱（市民生活課）</li> <li>②令和8年度東大和ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱（市民生活課）</li> <li>③令和8年度東大和市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱（環境対策課）</li> <li>④令和8年度東大和市地域における猫の保護・譲渡等支援助成金交付要綱（環境対策課）</li> <li>⑤令和8年度東大和市資源物回収業者支援報償金交付要綱（環境対策課）</li> <li>⑥令和8年度東大和市消防団員準中型自動車運転免許等取得費助成金交付要綱（防災安全課）</li> <li>⑦令和8年度東大和市自主防犯活動団体に対する用品等支給要綱（防災安全課）</li> <li>⑧令和8年度東大和市防犯協会補助金交付要綱（防災安全課）</li> <li>⑨令和8年度東大和・武蔵村山防犯協会補助金交付要綱（防災安全課）</li> </ul> <p>(2) 施行日：令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果：単年度要綱を制定し事業を実施することで、友好都市交流の促進、ボランティアセンターの充実、生活環境の向上、環境啓発の充実、防災及び防犯体制の充実が図られるものである。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					